



七	四の六	三の六	二の六	六	二の五
警察本部 警務部 留置部 管理課	警察本部 警務部 厚生部 課	警察本部 警務部 警務課	警察本部 警務部 情報部 管理課	(略)	警察本部 警務部 広報部 課
庶務事務を担当する管理官、課長代理	庶務事務を担当する管理官、課長代理、課長補佐又は係長(同)相当職を含む。	庶務事務を担当する管理官、課長代理、課長補佐又は係長(同)相当職を含む。	庶務事務を担当する管理官、課長代理、課長補佐又は係長(同)相当職を含む。	(略)	庶務事務を担当する管理官、課長代理、課長補佐又は係長(同)相当職を含む。
次席	次席	次席	次席	(略)	次席
一(略) 当該課に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管	一 当該課に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管	一 警察本部警務部(厚生課及び留置管理課を除く。)に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管	一 当該課に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管	(略)	一 当該課に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管

七				六	
警察本部 警務部 留置部 管理課				(略)	
課長補佐				(略)	
次席				(略)	
一(略)				(略)	

		三の七		二の七		
警察本部 生活安全部 サイバ ン犯罪 対策課	警察本部 生活安全部 環境課	警察本部 生活安全部 少年対 策課	警察本部 生活安全部	警察本部 生活安全部 全総務 課	警察本部 生活安全部	
庶務事 務を担 当する 管理官 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同 相 当職 を含む。	庶務事 務を担 当する 管理官 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同 相 当職 を含む。	庶務事 務を担 当する 管理官 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同 相 当職 を含む。	庶務事 務を担 当する 管理官 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同 相 当職 を含む。	庶務事 務を担 当する 管理官 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同 相 当職 を含む。	庶務事 務を担 当する 管理官 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同 相 当職 を含む。	理、課 長補佐 又は係 長(同 相 当職 を含む。
次席	次席	次席	次席	次席	次席	
		一 当該出納 員の所属す る課に係る 資金前渡に 係る現金の 出納及び保 管		一 警察本部 生活安全部 生活安全総 務課及び人 身安全対策 課に係る資 金前渡に係 る現金の出 納及び保管		び保管


<p>八の七 警察本部 刑事部 犯罪対策第二課</p>	<p>七の七 警察本部 刑事部 犯罪対策第一課</p>	<p>六の七 警察本部 捜査第二課</p>	<p>五の七 警察本部 刑事部 総務課</p>	<p>四の七 警察本部 地域部 地域課</p>
<p>庶務事務を担当する 管理官 課長代理 課長 管理官 長補佐 又係 長(同) 相当職 を含む。</p>	<p>庶務事務を担当する 管理官 課長代理 課長 管理官 長補佐 又係 長(同) 相当職 を含む。</p>	<p>庶務事務を担当する 管理官 課長代理 課長 管理官 長補佐 又係 長(同) 相当職 を含む。</p>	<p>庶務事務を担当する 管理官 課長代理 課長 管理官 長補佐 又係 長(同) 相当職 を含む。</p>	<p>庶務事務を担当する 管理官 課長代理 課長 管理官 長補佐 又係 長(同) 相当職 を含む。</p>
<p>次席</p>	<p>次席</p>	<p>次席</p>	<p>次席</p>	<p>次席</p>
<p>一 当該出納員の所属する課に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管</p>	<p>一 警察本部刑事部組織犯罪対策第一課及び組織犯罪対策第二課に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管</p>	<p>一 警察本部刑事部捜査第二課及び機動捜査隊に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管</p>	<p>一 警察本部刑事部捜査第一課及び捜査第三課に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管</p>	<p>一 警察本部地域部に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管</p>

十	九の二	九	八	七の九	
警察本	警察本部 交通部 部運輸 部交通 免許課	(略)	警察本部 交通部 企画課	警察本部 刑事部 部科学 捜査研 究所	警察本部 刑事部 鑑識課
指導第	庶務事 務を担 当する 管理官 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同) 相当職 を含む。	(略)	庶務事 務を担 当する 管理官 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同) 相当職 を含む。	庶務事 務を担 当する 管理官 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同) 相当職 を含む。	庶務事 務を担 当する 管理官 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同) 相当職 を含む。
(略)	次席	(略)	次席	次席	次席
(略)	一 警察本部 交通部 運輸課及 び免許課 に係る資 金の出納 及び保管	(略)	一 警察本部 交通部 企画課、交 通規制課及 び交通指導 課に係る資 金の出納 及び保管	一 当該研究 所に係る資 金の出納 及び保管	

十		九	八		
警察本		(略)	警察本部 交通部 企画課		
指導第		(略)	課長代 理		
(略)		(略)	次席		
(略)		(略)	一 (略)		

八十	略	五の十	四の十	三の十	二の十	
立教育 センタ 広島県	略	警察学 校	警察本部 警備部 機動隊	警察本部 警備部 課	警察本部 警備部 課 公安	部交通 部高速 道路交 通警察 隊
総務部 長	略	会計課 長	会計事務 担当 隊長 佐	庶務事 務担当 管理官 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同 相当職 を含む。	庶務事 務担当 管理官 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同 相当職 を含む。	一係長 庶務事 務担当 管理官 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同 相当職 を含む。
副所長	略	副校長	副隊長	次席	次席	副隊長
略	略	一 当該学校 に係る資金 前渡に係る 現金の出納 及び保管	一 当該隊に 係る資金前 渡に係る現 金の出納及 び保管	一 警察本部 警備部警備 課及び危機 管理課に係 る資金前渡 に係る現金 の出納及び 保管	一 警察本部 警備部公安 課及び外事 課に係る資 金前渡に係 る現金の出 納及び保管	一 当該隊に 係る資金前 渡に係る現 金の出納及 び保管

八十	略					
立教育 センタ 広島県	略					部交通 部高速 道路交 通警察 隊
総務部 長	略					一係長
	略					
略	略					







備考 (略)	六十三	五十三	四十三	三十三
	教育部 員会事 務局管 理部総 務課	労働委 員会事 務局合 同総務 課	人事委 員会事 務局合 同総務 課	監査委 員事務 局合同 総務課
	課長代 理	参事	参事	参事
	一 教育委員会事 務局に係る資金 前渡に係る現金 の出納及び保管	一 労働委員会事 務局に係る資金 前渡に係る現金 の出納及び保管	一 人事委員会事 務局に係る資金 前渡に係る現金 の出納及び保管	一 監査委員事務 局に係る資金前 渡に係る現金の 出納及び保管

別表第四 (第五条、第九条関係)

				五	(略)	機 関
革推 進	びの 変	務局 学	員会 事	教育 委	(略)	健康福 祉局地 域共生 社会推 進課
革推 進	びの 変	務局 学	員会 事	教育 委	(略)	健康福 祉局地 域共生 社会推 進課
(略)						事務

備考 (略)					

別表第四 (第五条、第九条関係)

					五	(略)	機 関
				教育 委	(略)	健康福 祉局地 域福 祉課	
				教育 委	(略)	健康福 祉局地 域福 祉課	
(略)						事務	

（略）		
（略）	（略）	部 高 校 入 学 者 選 拔 制 度 推 進 課
（略）	（略）	部 高 校 入 学 者 選 拔 制 度 推 進 員 課 出 納
（略）		

  

（略）		
（略）	（略）	
（略）	（略）	
（略）		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。